

令和2年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和2年 3月 6日(金曜日)

午前9時30分開議

- 第12 議案第13号 訓子府町史編さん委員会条例の制定について
- 第13 議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第18号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第7号 令和2年度訓子府町一般会計予算について
- 第16 議案第8号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第9号 令和2年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第18 議案第10号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第19 議案第11号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第20 議案第12号 令和2年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第21 議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第17号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第19号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第20号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第27 報告第1号 定期監査結果報告について
- 第28 報告第2号 出納検査結果報告について
- 第29 報告第3号 所管事務調査結果報告について
- 第30 所管事務調査について

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君			
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷	口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西	森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余	湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西	山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君
副町	長	森谷	清	和	君
総務課	長	伊田		彰	君
企画財政課	長	篠田	康	行	君
町民課	長	元谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君
福祉保健課業務監		今田	朝	幸	君
農林商工課長・農業委員会事務局長		遠藤	琢	磨	君
農林商工課業務監		大里	孝	生	君
建設課	長	渡辺	克	人	君
上下水道課	長	原口	周	司	君
元気なまちづくり推進室長		坂井	毅	史	君
会計管理者		山内	啓	伸	君
教育委員会教育長		林	秀	貴	君
管理課	長	森谷		勇	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君
社会教育課	長	高橋		治	君
図書館	長	山田	洋	通	君
農業委員会会長		坂本		稔	君
監査委員		平塚	晴	康	君
選挙管理委員会委員長		森下	直	治	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八	鍬	光	邦	君
議会事務局係長	吉	村	章	子	君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

本日は大変な悪天候の中、ご参集いただきまして感謝申し上げます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告は、本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎議案第13号、議案第16号、議案第18号、議案第7号、議案第8号、
議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

○議長（須河 徹君） 昨日に引き続き、議案第7号 令和2年度訓子府町一般会計予算の歳出から提案理由の説明を求めます。別冊予算書45ページです。

副町長。

○副町長（森谷清和君） 昨日に続きまして、議案第7号 令和2年度訓子府町一般会計予算について説明いたします。45ページからの歳出の事項別明細書から説明いたします。

歳出につきましては、説明欄のある右側のページを示させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、歳出におきましても特徴的なもの、増減額の大きなものを説明いたします。なお、増減額につきましては、基本的に前年度との比較であります。

最初に、前年度は、消費税引き上げ前と引き上げ後の両方の積算をして予算計上しておりましたが、本年度は、消費税引き上げ後で1年間積算していること、また、北海道の最低賃金がこの3年間で10%弱伸びており、これに関連して資材等も値上がりし、委託料や工事関連経費が上昇の傾向にあり、予算に反映されていることをご理解いただきたいと思ひます。

また、冒頭も申し上げましたが、会計年度任用職員制度への移行、事業区分の再編などから、前年度との比較がしにくい面もありますことをご了承いただきたいと思ひます。それでは説明に入らせていただきます。

まず、1款、議会費になります。

1款、1項、1目、議会費の事業区分、2. 議会運営費では、任期中1回行われる全議員による道外視察研修の実施などにより133万5千円増の586万8千円を計上。

次に、事業区分、3. 事務局費では、道外視察研修随同行旅費26万8千円の増、北海道町村議会議長会府県行政委託調査にかかる負担金18万5千円の計上、事務補助員の会計年度任用職員移行に伴う32万6千円の増など、事業全体で76万7千円増の336万5千円を計上。

ここで、会計年度任用職員制度移行に伴う比較内容をご説明申し上げます。

会計年度任用職員の報酬、ここに報酬が載っておりますが、155万9千円、職員手当等33万8千円、それから48ページの共済費30万7千円、これら合わせて220万4千円、この額から前年度の臨時的任用職員の賃金161万2千円と共済費26万6千円の合計187万8千円を差し引きますと32万6千円の増となります。

なお、これ以降は、時間の関係もあり、細かく科目別に予算の比較ではなく、会計年度任用職員と前年度までの臨時的任用職員にかかる経費の合計額の増減額を示しますので解願いたいと思います。

次に、50ページ、ここからは、総務費になります。

2款、1項、1目、一般管理費の事業区分、1. 総務一般管理事業は、事業区分の再編により、前年度までの各種委員会運営費、各種表彰事業を統合して計上しており、対前年度24万6千円増の645万1千円を計上。

それから、一番下の事業区分、3. 庁舎等維持管理事業は376万円減の2,956万1千円を計上。

52ページの需用費の燃料費では、予算積算単価がリッター当たり10円下がり63万9千円の減、光熱水費の電気料については、前年度は検針日変更の関係で13か月分計上していましたが、本年度は12か月分となり1か月分少なく187万1千円の減、これは高圧利用の他の施設も同様となっております。

また、備品購入費では、前年度計上の事務用デスクおよび掃除機の購入がなく、事務イスも11脚から5脚に減っておりますので133万円の減額計上。

次に、事業区分、4. 交流事業では、姉妹町交流事業と職員の人事交流事業を統合したもので、本年3月末に職員の入れ替わりがあり、それに伴う前年度計上の赴任旅費50万4千円の減、また、前年度当初留保の負担金、補助及び交付金の津野町交流事業推進協議会交付金分で90万円の増など、差し引き事業全体で41万6千円増の191万円を計上。

次に、ページめくっていただきまして、54ページの事業区分、6. 職員管理研修事業は95万6千円減の561万5千円を計上。旅費では、隔年で実施の市町村中央研修所における研修9万9千円、高知県大川村で開催の全国小さくても輝く自治体フォーラム参加旅費34万5千円など30万4千円の増額、委託料では、会計年度任用職員制度導入支援業務が終了したことによりまして126万1千円の減額計上となっております。

次に、その下の事業区分、7. 情報管理事業は5,384万6千円減の5,046万3千円を計上。委託料では、前年度実施のインフラサーバー仮想導入業務624万2千円の減、庁内イントラネットワーク導入業務161万3千円の減、一方、会計年度任用職員制度導入などによる財務会計システムの改修と被保険者番号個人単位化による健康管理システム改修に合わせて473万4千円の新規計上などにより569万1千円の減額、備品購入費では、前年度計上のインフラサーバー仮想機器類分など5,002万5千円の減額計上となっております。

次に、ページめくっていただきまして、56ページの事業区分、8. 各種基金積立金ですが、292万4千円増の3,381万2千円を計上。ふるさとおもいやり基金は寄付金300万円の減額を見込んで計上、地域活性化基金には、まちづくりパワーアップ分として町民税個人現年分の1%、240万円を積み立て、森林環境譲与税基金には、森林環境譲与税同額を積み立てることとしておりまして、359万4千円を計上。

次に、ページめくっていただきまして、58ページの4目、公有林管理費の事業区分、1. 町有林管理事業は、火災保険料加入更新面積や管理作業量の増減などにより各科目の予算の増減はありますが、事業全体で45万円増の684万円を計上です。なお、町有林監視については、前年度まで非常勤特別職員として報酬に組んでおりましたけども、本年度か

ら業務委託することとし、委託料に組み替えて計上しております。

次に、事業区分、2. 町有林整備事業（補助）については、間伐面積が39.48haと前年より23.13ha増えたことなどにより、委託料では、2,595万9千円の増額計上、事業全体で2,555万2千円増の5,133万9千円を計上。なお、造林業務の内容につきましては、昨日説明しました予算説明資料の10ページに載っておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、事業区分、3. 町有林整備事業（単独）、これについては、皆伐面積が4.23ha増加し、委託料で514万1千円の増額計上となっております。

次に、5目の保安林管理費、事業区分、1. 保安林管理事業は、倒木処理がおおむね済んでいることから、委託料の暴風被害対応業務が46万6千円の減となるなど、事業全体で50万9千円減の39万9千円を計上。

次に、事業区分、2. 保安林整備事業（補助）は、本年度、新植、下刈などを実施することによりまして、委託料で59万4千円の増、原材料費28万3千円計上など、事業全体で87万4千円増の187万5千円を計上。

次に、ページめくっていただきまして、60ページの6目、住民活動費の事業区分、1. 広報広聴事業は、町史編さんをスタートさせるため、編さん委員会委員報酬24万円を計上、また需用費、印刷製本費に町のパンフレットの増刷分39万2千円を計上するなど、事業全体で76万7千円増の611万3千円を計上しております。

次に、事業区分、2. 住民活動促進事業は、前年度当初留保の各町内会および各実践会の活動費補助金を計上のため、429万9千円の増額となっております。

次に、62ページになります。

62ページの下の方の7目、住民安全対策費の事業区分、1. 危機管理対策事業は、前年度までの防犯等住民安全対策事業のうち、総務課所管の防災部門の経費を計上しております。

また、64ページに事業区分、3. 防犯対策事業がありますが、これについては防災関連経費を除いた町民課所管の経費を計上しております。

62ページの危機管理対策事業ですが、これについては前年度同額計上。

次に、64ページの事業区分、3. 防犯対策事業では、本年度防犯カメラを3台設置することとし、消耗品費にカメラのSDカード代6万6千円、光熱水費に電気料1万5千円、委託料に設置・調整業務代としまして106万4千円を、使用料及び賃借料には電柱添架料4千円とSD交換に要する高所作業車借上代2万2千円を、合計117万1千円を、それと前年度留保の防犯協会活動費補助金、暴力追放推進協議会活動費補助金の計上によりまして、事業全体では131万1千円の増額計上となっております。

次に、8目、同じ64ページですけれども、8目、企画費の事業区分、1. 企画一般事業は、まち・ひと・しごと創生関係経費を後ほど説明いたします、事業区分、6. 地域振興事業に組み替えたこと、それと管内市町村で取り組んだオホーツクイメージ戦略事業が終了したことなどによりまして33万1千円の減額計上となっております。

次に、66ページになります。

事業区分、2. 地方交通対策事業です。委託料の高齢者ハイヤー利用サービス業務では、利用増の傾向から前年度実績見込みの1.1倍335万3千円の増額、負担金、補助及び

交付金のJR石北本線支援負担金10万円は本年度は当初から計上、バス通学定期運賃補助金は、昨年引上げとなった定期運賃の反映と通学利用人数7名増を見込み121万8千円の増額、それから地域間幹線系統確保維持事業費補助金では、バス路線赤字補填分545万5千円を当初から計上、また本年度バス車両1台更新に伴い、関係市町負担分2,400万円のうち17%相当の408万円、合わせて953万5千円を計上し、事業全体で1,423万9千円の増額計上となっています。

次に、事業区分、4. まちづくり推進事業は、まちづくりパワーアップ特別対策事業補助金を当初から計上しましたが、空き家バンク、空き家活用定住対策事業の関連予算を後ほど説明する地域振興事業に組み替えたことなどによりまして、549万4千円の減額計上となっています。

次に、68ページにかけて掲載の事業区分、5. ふるさとおもいやり寄付推進事業は、歳入でも説明しましたが、制度の厳格化によりまして寄付金を300万円少なく見込んでいることから、報償費の寄付者謝礼を90万円減額、68ページの役務費の通信運搬費は返礼品の送料ですが546件の減を見込んで60万8千円減額、使用料及び賃借料のふるさと納税ポータルサイト使用料については、これまで定額だったのが、寄付額の5%に変更となりまして53万9千円と大幅に増額、事業全体では134万4千円の減額計上となっています。

次に、新たに設けた事業区分、6. 地域振興事業は、まちづくり推進事業と企画一般事業の一部を合わせた事業となっています。

報償費では、まち・ひと・しごと創生有識者会議委員9人分の謝礼3万6千円と町内会・実践会の空き家バンク登録協力報償金5千円、旅費には地域再生計画要望等に要する普通旅費34万9千円、役務費・保険料は、まち・ひと・しごと創生有識者会議委員の傷害保険料1千円、負担金、補助及び交付金には、31件分の空き家活用定住対策補助金1,030万8千円、事業全体で1,070万9千円を計上しております。

次に、下の一つ飛びまして、10目、開町100周年・町制施行70年記念事業費の事業区分、1. 開町100周年・町制施行70年記念事業です。

予算の主な内容は、報償費には、実行委員18人への報償金10万8千円、11月1日挙行予定の記念式典における特別功労表彰91人分を見込んだ記念品39万6千円と当日演奏する演奏家への謝礼14万3千円、合わせて64万7千円、需用費には、式典・祝賀会消耗品148万4千円、式典しおり、リーフレット、記念要覧、全戸配布の小冊子くんねっぷ再発見物語などの印刷製本費289万6千円、それから祝賀会料理、飲み物代などの食糧費117万2千円、合わせて555万2千円、役務費には、開基100年記念事業で埋設のタイムカプセルの開封経費や広告代など163万5千円、70ページになりますが、負担金、補助及び交付金には、町民オリンピック、NHK公開番組、広告啓発事業などの実施主体となる実行委員会への交付金としまして600万円、事業全体では1,396万7千円を計上しております。

なお、この他、他の科目に計上の事業、冠事業等を合わせますと、総額では1,866万円となります。

次に、2款、2項、1目、税務総務費の事業区分、2. 固定資産評価事業は、前年度、委託料に計上の固定資産税標準地鑑定評価業務が本年度計上ありませんので274万3千

円減額計上となっています。

次に、72ページの2目、賦課徴収費の事業区分、1. 賦課徴収事業は、前年度の地方税共通納税システム構築業務が終了するなど、委託料のコンピュータシステム改修業務の予算が253万2千円減、事業全体で254万3千円減の367万5千円を計上しております。

下の表になりますが、2款、3項、1目、戸籍住民登録費の事業区分、1. 戸籍住民登録事業は、戸籍法の一部改正に伴い、委託料の一番下にありますシステム改修業務149万6千円を計上し、事業全体で169万7千円の増額計上となっています。

次に、74ページになりますが、2款、4項、選挙費が載っておりますが、白抜きの丸がついた選挙はいずれもございませんので廃目となっております。

次に、76ページの2款、5項、1目、統計調査総務費、事業区分、1. 各種統計調査事業は、前年度実施の農林業センサスが未実施となるため128万6千円の減額となっております。

次に、事業区分、2. 国勢調査事業は、統計法に基づき5年ごとに行うもので、指導員の調査員報酬234万円など、合計344万4千円を計上しております。

次に、下の表ですが、2款、6項、1目、監査委員費の事業区分、1. 監査委員運営費は、前年度計上の全国町村等監査委員研修会の旅費と負担金、合わせて27万2千円の減額となるなど、事業全体では28万5千円の減額となっています。

次に、80ページになります。

ここからは、3款の民生費になります。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、1. 社会福祉一般事業ですが、事業の再編で前年度までの4事業を統合しております。負担金、補助及び交付金の下の方にあります社会福祉協議会活動費補助金では、前年度計上の居宅介護システムの更新が終了などによりまして224万2千円の減額、その下のもりの風運営費補助金は、前年度当初留保でありましたので200万円の増、事業全体では5千円増の2,308万5千円を計上しております。

次に、事業区分、2. 民生委員活動事業は、3年毎に実施の視察研修費などを負担金、補助及び交付金の民生員児童委員協議会活動費補助金に盛り込んだため32万6千円の増となっています。事業全体では35万9千円の増額計上となっています。

次、ページめくっていただきまして、82ページの事業区分、5. 自立支援サービス事業の扶助費の上から2行目、訓練等給付費では、利用者および単価増に伴い670万円増の9,666万円を計上。事業全体では561万5千円増額計上となっています。

次に、事業区分、6. 地域生活支援事業の委託料の意思疎通支援事業では、ろうあ者4名から3名増の7名を見込んでおりまして17万7千円の増、移動支援事業では、対象者を12名から4名増の16名を見込み40万1千円の増、84ページになりますが、負担金、補助及び交付金の北見地域生活支援拠点負担金は、定住自立圏域1市4町が取り組む事業の負担金で118万3千円を新規に計上しております。事業全体としましては187万円の増額計上となります。

次に、事業区分、7. 重度心身障害者医療費助成事業の扶助費の医療費助成ですが、1年間の実績を勘案し141万6千円減額計上、事業全体では144万1千円減額となって

おります。

次に、事業区分、8. 国民健康保険特別会計繰出金は、76万1千円減の4,260万9千円を計上しておりますが、財源補填分については、本年も計上していません。

次に、事業区分、6. 地域人権啓発活動事業では、前年度の単年度事業であります、人権啓発地方委託事業がなくなりまして、55万6千円の減額となっております。

次に、2目の老人福祉費の事業区分、1. 高齢者福祉一般事業ですが、前年度当初予算に計上の4事業を統合しております。負担金、補助及び交付金のうち、前年度当初留保しておりました、老人クラブ連合会活動費補助金としまして84万4千円の計上、それから居宅介護支援事業費補助金は、事業者の社会福祉協議会の職員の入れ替えで人件費が減となっておりますので、56万1千円の減額計上、その下の訪問介護支援事業費補助金は、訪問件数の増加により介護報酬収入が165万円、利用者負担金収入が18万2千円の増加を見込んでいることから、補助金で176万2千円の減額、また訓子府福祉会補助金では、特別養護老人ホーム静寿園を運営する訓子府福祉会の経営安定化支援のため2千万円を本年度新規に計上するものでございます。事業全体では1,855万3千円の増となっております。

次に、事業区分、2. 高齢者在宅サービス事業です。86ページになりますが、委託料では、前年度利用実績などを基に計上しており、ショートステイ事業で22万9千円の減額、それから二つほど飛びまして、除雪サービス事業で16万2千円の減、委託料は35万8千円減の1,041万8千円の計上、扶助費の高齢者住宅改造費助成では利用件数を3件から2件を見込み1件分18万円の減となっております。事業全体では57万4千円の減額計上となっております。

その下の事業区分、3. 介護保険特別会計繰出金は、介護給付費分で4.3%、282万2千円の増額を見込み、また、低所得者保険料軽減の完全実施に伴いまして228万6千円の増などにより486万2千円増の8,696万2千円を計上しております。

次に、事業区分、5. 後期高齢者医療特別会計繰出金・医療費のうち、負担金、補助及び交付金の療養給付費は、総医療費の減少が反映され1,330万2千円の減、繰出金では保険料軽減対策の負担と広域連合事務費負担の増により194万8千円の増で、事業全体では1,135万4千円の減額計上となっております。

次に、3目の温泉保養センター費は、前年度と大きく変わっておりません。

次に、88ページになります。

3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、2. 子育て支援事業については108万8千円を計上しております。対前年度で言いますと10万9千円の減となっておりますが、託児無料券交付事業対象児童を1歳までから1歳6か月まで拡充、この分は報償費に反映、また、子育て支援アプリ情報配信サービスを新たに導入するため、委託料にシステム保守料24万円を計上。なお、園児の年齢の関係で、負担金、補助及び交付金の広域入所負担金が34万3千円減額となっております。

次に、ページめくっていただきまして、90ページの2目、ひとり親福祉費の事業区分、1. ひとり親家庭等医療費助成事業では、医療費助成の実績等を勘案しまして36万5千円の減額計上となっております。

次に、3目、児童措置費の事業区分、1. 児童手当支給事業は、児童数の減、延べにし

て85人の減などによりまして、全体で49万9千円の減額計上となっています。

次に、4目、児童センター費の事業区分、1. 児童センター運営事業は、会計年度任用職員制度への移行によりまして67万3千円の増額計上となっています。

次に、92ページになります。

92ページの事業区分、2. 児童センター維持管理事業は、備品購入費にLED防犯灯2基分13万2千円、それから、児童の体調管理などの面からエアコンを購入することとし34万9千円、エアコンに34万9千円、合わせて48万1千円を計上し、事業全体では46万9千円の増額計上となっています。

次に、5目、子育て支援センター費の事業区分、1. 子育て支援センター運営事業は、会計年度任用職員制度移行に伴いまして121万円の増となっています。それからセンター10周年記念事業夏祭りの開催経費として、報償費には託児料2万5千円、需用費、消耗品費に5万1千円、94ページになりますけれども、94ページの委託料に人形劇公演分としまして司会公演業務としまして7万円、合わせて14万6千円、事業全体としまして138万1千円の増額計上となっています。

次に、ページめくっていただき、96ページになります。ここからは、4款、衛生費になります。

4款、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、1. 保健衛生一般事業は、事業再編により、前年度までの5事業を統合しております。使用料及び賃借料は、本年度からヘルストロンをリースすることとし35万2千円、扶助費では、特定疾患患者等通院交通費助成のうち前年度当初留保の人工透析患者交通費助成分を計上したことによりまして45万1千円の増、事業全体では80万6千円の増額計上となっています。

次に、一番下の方ですが、98ページにかけての事業区分、3. 妊産婦健康診査事業では、前年度、委託料に計上の健康管理システム改修業務106万8千円の減、同じく委託料の健康診査業務では、1人当たりの検査料が下がったことなどによりまして20万円の減、事業全体としまして128万1千円の減となります。

次に、同じく98ページの事業区分、5. 発達支援事業は、委託料の北見市子ども総合支援センターきらり発達支援業務で、同センターの療育指導料金が、前年度は1人月額1万3,500円でしたが、本年度から1回8千円、月3回通ったとして2万4千円、月額にして1万500円の増となり、本業務委託料で51万5千円の増、事業全体では56万1千円の増額計上となっています。

次に、事業区分、6. 水道事業助成事業は、前年度の人事異動に伴う職員の人件費の増などにより98万4千円の増額計上となっています。

次に、2目、予防費です。100ページにかけての事業区分、1. 健康相談・健康教育事業は、報償費の講師謝礼のうち、本年度開催の健康講演会講師謝礼20万2千円を計上しまして、事業全体として22万8千円の増額計上となっています。

次に、事業区分、2. 健康診査等事業の委託料の検診業務には、新規事業のPET-CTがん検診費用助成事業を含んでおります。この事業は、検診費用の概ね3分の2の7万7千円を町が負担するもので、本年度は10名分77万円を計上しています。事業全体では63万6千円の増額計上となっています。

次に、事業区分、3. 予防接種事業は、本年度、風しん追加的対策事業を実施すること

とし、需用費に6万円、役務費に10万7千円、委託料の予防接種業務に109万3千円、扶助費の定期予防接種助成に1万4千円、合わせて127万4千円を計上し、事業全体では120万5千円の増額計上となっています。

次に、事業区分、4. 子ども予防保健事業、102ページになりますけども、102ページの委託料では、本年10月からロタウィルスワクチンの定期接種化に伴いまして、健康管理システム改修業務24万6千円などを計上しております。事業全体としましては31万2千円の増額計上となっています。

それから、その下の事業区分、5の予防対策事業ですが、事業再編により、前年度までの大麻撲滅対策事業と狂犬病等予防対策事業を統合したものとなっております。

次に、3目、環境衛生費の事業区分1. 葬斎場維持管理事業は、修繕費で、1号炉の燃焼空気ブロワーと電動チェーンの交換に374万円、高圧電力を引き込む気中開閉器の交換に103万3千円、葬斎場屋根防水修繕に1千万円を計上、事業全体で1,418万2千円の増額計上となっております。

次に、104ページの、4目、環境対策費の事業区分、2. 地球温暖化防止対策事業は、前年度留保分の負担金、補助及び交付金の太陽光発電システム導入費補助金28万円を計上しております。

次に、下の表の2項、1目、塵芥処理費の事業区分、1. 塵芥処理事業は、需用費・消耗品費で、前年度に燃やすごみ用袋を2年分購入済みのため、今年度未計上となったことによりまして182万7千円の減、ページめくっていただき、106ページの中段のちょっと下になりますが、備品購入費では、パッカー車の車庫が30年以上経過し老朽化が著しいので更新することとしまして119万8千円を計上、事業全体では50万6千円の減額計上となっております。

次に、同じく106ページの事業区分、2. ごみ減量化対策事業は、前年度留保のリサイクル運動推進事業補助金38万4千円を計上しております。

次に、2目、し尿処理費の事業区分、1. し尿処理事業の委託料のスクラムミックス事業し尿等処理業務は、運営管理費の増と搬入率の増によりまして39万6千円の増額計上となっています。

次のページになりますが、108ページの5款、労働費については、前年度と大きく変わりませんので説明は省略いたします。

次に、110ページからは、6款、農林水産業費になります。

6款、1項、1目、農業委員会費の事業区分、1. 農業委員会運営費は、農業委員が本年7月19日で任期満了となりますので、7人の交代を想定し、重複する7月分の報酬29万7千円の上乗せなど、全体で38万7千円の増額計上となっています。

次に、事業区分、2. 事務局費は、会計年度任用職員制度移行によりまして30万6千円の増、負担金、補助及び交付金の農業担い手対策推進協議会負担金およびその下二つの補助金は前年度留保のため増額となっております。事業全体では113万6千円の増額計上となっています。

次に、ページめくっていただき、112ページになりますが、3目、農業振興費の事業区分、2. 農業経営確立事業は、負担金、補助及び交付金の農業振興対策事業費補助金から、ずっと下の新規就農者等支援助成金までが前年度留保となっております、これら補

助金の計745万6千円が増額となるなど、全体としましては740万7千円の増となっています。

次に、ページめくっていただき、114ページの事業区分、6. 農業次世代人材投資事業は、三つの経営体が対象となっておりますが、1経営体が年度半期分で事業終了となりますことから112万5千円減の412万5千円を計上しております。

次に、4目、畜産業費の事業区分、2. 畜産振興事業は、前年度、委託料に畜産担い手育成総合整備事業の計上がありましたでしたが終了のため、その分477万9千円を減額しています。116ページにかけて計上の負担金、補助及び交付金のうち、北海道酪農振興町村長会議負担金と乳牛検定事業推進費補助金を除いた補助金6本については、前年度当初留保となっておりますので、これら合計275万4千円が増額、事業全体としましては198万1千円の減額計上となっています。

次に、116ページの5目、農業基盤整備事業費の事業区分、2. 農業基盤整備事業につきましては9, 748万円の増額計上となっております。

この中で北海道土地改良事業団体連合会負担金は、一般賦課金4万円と事業費割で算定の特別賦課金181万2千円、合計185万2千円で対前年度66万1千円の増となっています。

道営柏丘北地区から道営訓子府中央二期地区までの6本の総事業費は、総事業費でいきますと23億622万円、対前年度で8億3, 492万円の増となっています。予算に計上の地元負担金では対前年度8, 421万7千円増の3億404万8千円を計上。なお、各事業の内容は、予算の説明資料の11ページに載っておりますので後ほどご覧いただきたいと思っております。

下から2行目の道営置戸地区水利施設等保全高度化事業負担金については、置戸町の道営事業に参加する本町の農業者等の事業分にかかる町のパワーアップ分として6万円を計上しております。

その下の北海道水利施設等保全高度化事業負担金は、中央一期、二期地区の用水路整備とリールマシン導入事業7億4, 100万円に対する促進費に加えまして、道と町のパワーアップ分を合わせて土地改良区に負担するもので3, 530万円を計上しております。

次に、事業区分、3. 集落営農活動支援事業、負担金、補助及び交付金の多面的機能支払交付金事業補助金については、交付単価の上昇によりまして199万4千円増の8, 669万2千円を計上しております。事業全体としましては199万5千円の増額計上となっています。

次に、事業区分、4. 下水道事業特別会計繰出金は、下水道事業特別会計の収支不足分を補填しておりますが、1, 223万2千円の減額計上となっております。

次に、118ページの6目、農業交流センター費の事業区分、1. 農業交流センター等管理運営事業は、高圧の電気料の減などによりまして40万3千円減の704万円の計上となっておりますが、本年度から新たな加工指導体制としまして、加工室利用者で構成する加工指導員サークルを結成することとしまして、報償費の事業報償7万円、それから役務費の保険料に傷害保険料として1万3千円を計上しております。

次に、120ページにかけての7目、牧場費の事業区分、2. 牧場管理運営事業は、前年度実施の牧柵整備の原材料189万7千円が減となりましたが、会計年度任用職員制度

移行による増額分139万4千円、牧場作業機械の修繕発生などで需用費で78万円の増、工事請負費にはポンプ場の動力制御盤更新工事費418万円の計上、備品購入費には中古の牧場巡回車1台と堆肥散布用のマニュアルスプレッダー1台の購入費294万円を計上するなど、事業全体では765万1千円の増となっております。

次に、122ページになりますが、2項、2目、林業振興費の事業区分、1. 林業振興一般事業の負担金、補助及び交付金のうち、新規計上の北海道林業・木材産業人材育成支援協議会負担金3万円については、4月に開校する「北海道立北の森づくり専門学院」の学生支援活動などを行う同協議会の負担金となっております。

次に、事業区分、2. 民有林振興事業ですが、委託料に森林経営管理制度意向調査業務として165万円を新規に計上、負担金、補助及び交付金に124ページになりますけども、前年度留保分の民有林育成指導事業補助金200万円を計上しまして、事業全体では366万6千円の増となっております。

次に、126ページになります。

7款、商工費になりますけども、7款、1項、2目、商工業振興費の事業区分、1. 商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の3行目の住環境リフォーム促進事業補助金から8行目の訓子府町店舗改修事業補助金までは前年度留保分となっております、これら計上によりまして、事業全体で1,525万9千円の増となっております。

その下の事業区分、2. 産業観光振興対策事業です。負担金、補助及び交付金の産業観光振興協議会活動費負担金において、開町100周年・町制施行70年を記念して、ステージショーと花火大会のグレードとスケールアップのため180万円増額し、事業全体で171万9千円の増額計上となっております。

次に、128ページ・・・

○議長（須河 徹君） 副町長、ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、提案理由の説明を求めます。別冊予算書128ページです。

副町長。

○副町長（森谷清和君） それでは、128ページからの8款、土木費になります。

8款、1項、1目、土木総務費につきましては、前年度と大きく変わっておりませんので、説明は省略いたします。

次に、2項、1目、車両運行管理費になりますが、前年度まで計上の安全運転管理事業については、事業の再編によりまして、2款、1項、1目の事業区分、1. 総務一般管理事業に組み込まれておりますのでご理解願います。

まず、事業区分、1. 車両運行管理事業です。需用費の車両消耗品費では、土木車両、一般車両のタイヤ購入などで99万1千円の増、車両修繕料では、土木車両の車検台数3台の増、各課車両の車検台数6台の増などによりまして166万3千円の増など、事業全体では251万9千円の増額計上となっております。

次に、事業区分、2. 除雪車両運行管理事業では、車検台数2台の減などによりまして、全体で52万円の減額計上となっています。

次に、130ページになりますが、3項、2目、道路維持費の事業区分、2. 町道除排雪事業では、除雪期間における会計年度任用職員である土木技能員の人件費で423万の増など、全体では465万2千円の増額となっています。

次に、事業区分、3. 町道舗装修繕事業では、委託料に市街地の町道延長24kmの路面性状調査業務費1,071万円、工事請負費に駒里弥生線延長600mの舗装修繕工事費4千万円を計上し、合わせて5,071万円を計上しています。

その下の、事業区分、4. 町道道路ストック総点検事業では、委託料に道路施設である照明31基、標識4基の調査点検業務費200万円を計上しております。

次に、3目の橋梁維持費の事業区分、1. 橋梁維持管理事業では、委託料に豊田橋の詳細設計業務費として900万円、工事請負費には穂波橋6千万円、増子橋1,100万円、合わせまして7,100万円の修繕工事費を計上しております。

次、134ページになりますが、134ページの4項、1目、河川総務費の事業区分、1. 河川維持管理事業です。使用料及び賃借料では、土砂上げ等に要する機械借上料125万9千円の減、原材料費では、補修用原材料94万7千円の減など、全体としまして236万6千円の減額となっています。

次に、事業区分、2. 河川改修整備事業では、事業箇所数の減などによりまして200万円減の800万円を計上しています。

その下の表の、5項、1目、公園費の事業区分、1. レクリエーション公園維持管理事業では、136ページの中段の原材料・修繕原材料に計上の芝桜補植用苗については、補植も進んでいることから前年度の半分を見込んで104万5千円を減額、事業全体としましては118万1千円の減額となっております。

次に、138ページになります。

6項、1目、住宅管理費の事業区分、1. 町営住宅維持管理事業では、前年度計上の火災警報器購入の終了などにより、需用費で340万7千円の減となりましたが、本年度は、工事請負費のタウンコート駐車場整備工事費320万円を計上しており、全体としては15万1千円の減額となっております。

次に、2目、住宅建設費の事業区分、1. 幸栄団地整備事業では、140ページになりますけども、工事請負費で、前年度は1棟4戸の建設工事8,650万円がありましたが、本年度は1棟4戸の改修工事のみですので、全体で8,629万1千円の減額計上となっております。

次に、事業区分、2. 公営住宅改修事業では、長寿命化計画を策定して10年目となりますが、現計画を見直し、今後10年間の計画を策定するため、委託料に策定業務委託費として213万4千円、また工事請負費には、平成10年建設の穂波団地1棟の外壁、屋根の改修工事費として1,800万円を計上しております。

次、ページめくっていただき、142ページは9款、消防費になります。

9款、1項、1目、消防組合費は、21万8千円減の1億8,202万円と全体予算では前年度と大きく変わっておりませんが、中で多少の動きがありますので、これについては188ページからの消防組合負担金内訳でご説明いたします。

188ページの3款、1項、1目、訓子府消防支署費の事業区分、1. 職員給与費は、職員定数1名増と勤勉手当の引き上げなどにより、445万1千円の増額計上となっております。

次の190ページになりますけども、190ページの事業区分、7. 救急業務費では、前年度計上の救急車積載のモニター除細動器とAED本体の更新予算575万9千円の減など、全体として569万2千円の減となっております。

次に、192ページになりますが、2項、3目、訓子府消防団費の次の194ページになりますけども、事業区分、6. 消防団活性化推進事業費では、前年度計上の新型活動服購入分の減などにより99万4千円の減額計上となっております。

次に、3項、3目、訓子府消防施設費の事業区分、2. 消防施設維持管理経費では、前年度、負担金、補助及び交付金に計上の消火栓更新および新設にかかる負担金の減により446万円の減額となっております。

次に、事業区分、3. 消防施設整備事業費では、平成12年購入の指揮車更新のため、627万円を計上しております。

142ページに戻っていただきます。

142ページに戻っていただきまして、3目、災害対策費の事業区分、1. 防災対策事業です。負担金、補助及び交付金の北海道総合行政ネットワークシステム負担金については、衛星回線の更新費用を北海道に負担するもので346万5千円を計上。なお、前年度実施の公共施設等公衆無線LAN環境整備業務1、560万5千円が減額となりますので、事業全体としては1,267万2千円の減額計上となっております。

次に、144ページ、ここからは、10款、教育費になります。

10款、1項、1目、教育委員会費の事業区分、1. 教育委員会運営費では、旅費に4年に1回の道外研修旅費85万2千円を計上したことなどにより、全体としては75万3千円の増額計上となっております。

次に、2目、事務局費の事業区分、1. 事務局費では、教育長の道外研修旅費の増などにより、41万4千円の増額となっております。

次に、事業区分、2. 学校教育等一般事業は、教育専門員の会計年度任用職員への移行によりまして12万2千円の増、146ページに移りますが、使用料及び賃借料には教職員の校務の効率化を図り、子どもたちと向き合う時間の確保と教職員の負担軽減などを図るため、校務支援システムを導入することとしまして、システム使用料158万4千円を計上、一方、負担金、補助及び交付金の北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金では、入学者を定員より10名少ない30名で見込んだことにより103万4千円の減、事業全体としては73万5千円の増額計上となっております。

一番下の事業区分、5. 語学指導助手配置事業では、前年度は委託方式でしたが、語学指導助手が4月から復帰となりますので、予算の組み替えにより91万6千円の減額計上となっております。

次に、148ページの下の方の2項、小学校、1目、学校管理費の事業区分、1. 学校一般管理事業では、事務補助員の会計年度任用職員への移行によりまして17万5千円の増、150ページの備品購入費には、居小の給食用冷蔵庫1台分30万8千円を計上しておりますが、前年度計上の訓小図書室用書架179万8千円が減となっておりますので、

事業全体としては135万6千円の減額となっています。

次に、事業区分、2. 学校維持管理事業ですけれども、需用費では、消耗品費で児童用机、椅子の購入数量の減などにより53万8千円の減、修繕料では、前年度計上の訓小体育館放送設備修繕料などの減によりまして446万7千円の減、一方、委託料には電話機8台と主装置の更新業務費126万7千円を計上、事業全体としましては416万2千円の減となっております。

次、152ページの事業区分、4. 臨時講師配置事業では、訓小臨時講師2名、居小臨時講師兼支援員1名、訓小支援員3名分の人件費を計上、会計年度任用職員への移行に伴いまして72万4千円の増額となっています。

次に、2目、教育振興費、事業区分、1. 教育振興事業の需用費、消耗品では、教科書改訂に伴う教師用教科書および指導書等の購入などにより504万2千円の増となりますが、備品購入費、教科用教材で、前年度計上の各小学校教育用コンピュータ更新予算3,370万3千円が減となりまして、事業全体としましては2,962万6千円の減額となっております。

一番下の事業区分、3. 就学援助・奨励事業の扶助費・特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に在籍の児童に対する就学奨励費でございますけれども、前年度の19名から24名へと5名増により、30万4千円の増、それから要保護・準要保護児童就学援助費では、1名増の41人分で23万6千円の増と、合わせまして54万円の増となっております。

次に、154ページの3項、中学校費、1目、学校管理費の事業区分、2. 学校維持管理事業は、対前年度9万3千円の減と減少額は小さいんですけども、事業費で光熱水費の電気料1か月分減など141万1千円の減、一方、校内電話機が経年劣化により頻繁に故障を繰り返すことから、委託料に電話機更新業務として117万2千円を計上、次の156ページになりますが、備品購入費には、経年により修理用部品の確保ができない屋外用放送設備の購入費22万9千円を計上しております。

事業区分4. 臨時講師配置事業でございますけれども、前年度同様、臨時講師1名、支援員2名分を計上し、会計年度任用職員への移行に伴いまして36万5千円の増額計上となっております。

次に、2目、教育振興費、事業区分、1. 教育振興事業では、前年度、需用費、修繕料に計上の吹奏楽用楽器修繕費102万5千円と備品に計上の教育用コンピュータ購入費1,992万4千円の減などによりまして、全体として2,063万3千円の減額計上となっております。

その下の事業区分、2. 就学援助・奨励事業のうち、扶助費の特別支援教育就学奨励費では、前年度同様8名を見込んでおりますけれども、学年の異動によりまして5万1千円の増額、それから、要保護・準要保護生徒就学援助費では、前年度より1名少ない35名を見込んでおりますが、援助する単価の変動により9千円の増額、なお、前年度計上の特別支援学校交通費助成については、対象者が卒業することから未計上となり、事業全体では37万5千円の減額計上となっております。

次に、158ページの4項、1目、こども園費の事業区分、1. こども園運営事業では、会計年度任用職員制度への移行と代替職員を除き、保育教諭等が1名増の20名となった

ことなどから、人件費で1,639万5千円増の8,641万9千円の計上、事業全体では1,648万8千円の増額となっています。

なお、わくわく園開園5周年を記念して、園を開放しての「わくわく園まつり」の開催、手作りの記念誌発刊などの経費もこの中に計上しております。

次に、2ページ飛びまして、162ページになりますけども、5項、1目、社会教育総務費の事業区分、1. 社会教育一般事業は、前年度までの社会教育委員運営費など3事業を統合しております。予算については、臨時職員1名の退職に伴う関連予算の減などによりまして、全体で150万7千円の減額計上となっています。

次の事業区分、2. 社会教育推進事業も前年度までの青少年教育推進事業など3事業を統合しており、負担金、補助及び交付金の164ページの2行目の産業後継者教育推進協議会交付金から一番下の派遣研修費までは、前年度当初留保となっておりましたので、これらの計上によりまして、事業全体で152万5千円の増額計上となっております。

次に、事業区分、3. 芸術・文化振興事業では、前年度当初、アータウンプロジェクト関連予算は留保されておりましたが、本年度は、委託料の作品公開制作・ワークショップ業務140万7千円など他の科目計上あわせて178万8千円を計上、また、負担金、補助及び交付金には、開町100周年・町制施行70周年を記念して実行委員会方式による町民芸術劇場の開催を予定して交付金180万円を計上、事業全体では369万2千円の増額計上となっています。

次に、166ページの2目、公民館費の事業区分、1. 公民館維持管理事業では、需用費の修繕料に保守点検で指摘のあった舞台吊物および照明設備修繕費187万8千円、これらを計上し、一方で電気料など光熱水費で50万7千円の減により136万9千円の増額計上となっています。委託料では、前年度計上の劣化診断業務と舞台吊物等点検業務の委託料160万4千円が減、また、前年度実施の外構工事請負費319万7千円と受動喫煙防止のための屋外喫煙所購入費88万5千円の減などにより、事業全体としては443万3千円の減額計上となっています。

次に、3目、図書館費の事業区分、1. 図書館活動事業では、168ページの1行目に記載の事務補助員が、司書1名の採用に伴い、前年度の3名から2名に1名減員となっていることから、事業全体では149万9千円の減額計上となっています。

次に、170ページになります。

170ページの6項、1目、保健体育総務費の事業区分、1. 社会体育活動推進事業は、本事業と前年度までのスポーツ推進委員運営費を統合しております。

負担金、補助及び交付金では、前年度当初予算で留保の体育協会活動費補助金から大会開催補助金までの事業予算を計上したため173万6千円の増、事業全体では165万6千円の増額計上となっています。

次に、172ページになります。

172ページの2目、体育施設費、事業区分、1. スポーツセンター維持管理事業では、需用費、光熱水費で電気料の減により50万2千円の減。

委託料の機械設備保守点検業務では、エアコン点検と温風暖房機の点検を新たに計上し41万4千円の増、昇降機保守点検業務は、前年度は3か月の保証期間があり、9か月分で計上しておりましたが、本年度は12か月分計上のため9万1千円の増、スポーツセン

ター自動ドア保守点検業務、一つ飛んで自動券売機保守点検業務は2年目からの新規計上となり、クライミング設備保守点検業務は、落下防止用のオートビレー機の保守点検料を追加し9万1千円の増となっています。前年度計上の施設周辺の樹木植栽業務75万円の減などにより、委託料は15万3千円の増額となっています。事業全体で29万5千円の減額計上となっています。

次に、事業区分、2. 温水プール維持管理事業では、需用費の消耗品費は実績を勘案しまして65万4千円の減額、燃料費も同様に66万5千円の減額、修繕料は前年度計上の照明器具取り替え修繕と排煙オペレーター修繕分の減など81万4千円減額、需用費合計では193万9千円の減額となります。

174ページに委託料などが掲載されていますが、委託料では、劣化診断業務が前年度終了しましたので80万円の減、また前年度、工事請負費に外構工事の予算がありました但最终終了しましたので、この分529万2千円の減、備品購入費には、計測機能が低下した無線式スポーツタイマー1台の更新に24万2千円、それから故障が頻繁な放送用アンプの更新に10万8千円、合わせて35万円を計上、事業全体では818万4千円の減額計上となります。

同じく174ページの事業区分、3. 屋内ゲートボール場維持管理事業では、外壁からの雨漏りや屋上防水に劣化が見られることから、サイディング張り替え、屋上ウレタン防水修繕工事を行うこととしまして、需用費の修繕料に357万円を計上し、事業全体では337万6千円の増額計上となっております。

その下の、事業区分、4. 屋外運動施設維持管理事業では、176ページの備品購入費におきまして、パークゴルフ場簡易トイレ1基を更新することとし41万3千円を計上、トイレ1基分で41万3千円を計上しております。また、施設管理のコスト低減のため、芝管理や運動場整備など幅広く使えるスポーツトラクター1台を導入することとし、509万6千円を計上しております。事業全体では479万5千円の増額計上となっております。

次に、3目、給食センター費の事業区分、1. 給食センター運営事業は、事業の再編により前年度までの3事業を統合しております。

前年度との比較では、調理員の会計年度任用職員移行分によりまして67万9千円の増額、一方、需用費では、児童数68名の減に伴いまして、給食賄材料費の減などにより149万1千円の減、事業全体では70万8千円の減額計上となっております。

次に、事業区分、2. 給食センター維持管理事業です。178ページの需用費、修繕料には、地下タンク内部ライニング等の修繕費248万8千円を、備品購入費の厨房備品は、食中毒防止の徹底を図るため、新たに真空冷却器1台を購入することとし401万5千円を計上、それから現在の給食配送車は、平成3年購入でエンジントラブルも頻繁に起きるため更新することとし748万1千円を計上、事業全体では1,272万6千円の増額計上となっております。

次、180ページになりますが、11款は、公債費であります。

長期債については、前年度末で22本の償還が終了となりますが、元利合わせて対前年度641万9千円減の4億5,343万円を計上。

一時借入金利子は、一時借入分と繰り替え運用分を合せて9万1千円を計上しております。

す。

次、182ページになりますが、12款、災害復旧費には、科目計上で旅費のみを計上しております。

次の184ページになりますが、13款、給与費になります。

給与費には、特別職3人と再任用職員4名を含む一般職102名分の人件費を計上しております。年齢構成の関係や、過去の職員共済組合負担率の伸び率が小さく、抑え気味に見込んだことなどもあり、全体として657万円の減額計上となっております。

なお、議員、各種委員、会計年度任用職員の報酬等を加えた人件費については、後ろの方にあります203ページから207ページまでの給与明細書を添付しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、説明の方は省略させていただきます。

続きまして、197ページからは、これまでにご決定をいただいた債務負担行為のうち当該年度以降支出のあるものを調書で、前年度末までの支出見込額と本年度以降の支出予定額を掲載しており、201ページの最下段の計の欄にありますように、本年度以降の支出予定額は4億9,823万7千円で、そのうち一般財源は、右の方にありますが4億8,968万8千円となっております。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、予算の説明資料の22、23ページに一覧にしてありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、202ページは、地方債の年度末現在高に関する調書でございます。合計欄の右側でございますように令和2年度末の現在高見込み額は48億9,064万5千円となっております。

以上、総額を43億100万円とする令和2年度一般会計予算案の提案説明を申し上げました。

時間の関係もありまして、説明不足の点につきましては、お詫び申し上げ、後は質疑の中で補足させていただきたいと思っておりますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第8号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書208ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、各会計予算書の208ページをお開き願います。

議案第8号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料3ページをお開きいただきたいと思っております。

その上段の方に国保会計の予算編成にあたっての基本的な考えについて記載してございます。

最初に、歳入でありますけども、国保税につきましては、事業費納付金に見合うよう計上、道支出金につきましては、北海道からの通知額等により計上してございます。一般会計繰入金につきましては、法定の繰り入れ分を繰入金として計上してございます。

歳出の方ですけども、前々年度の医療費実績見込み等から推計しました保険給付費と、

あと北海道からの通知により事業費納付金を計上したほか、一般管理費に北海道クラウド運用にかかる各種負担金を、保健事業費では、特定健診にかかる費用を計上してごさいます。

次に、資料の9ページをお開き願います。

こちら、下から3行目ですけども、国保会計の財政調整基金保有状況が記載されてごさいます。

基金の方は、一般会計から繰り入れる普通交付税に算入されております財政安定化支援分が65万1千円と、預金利子1千円を積み立てしまして、あと前期高齢者交付金等の精算による返還分が確定しましたことから、財源を基金から財源を充てるということで1,002万4千円を取り崩し、令和2年度末の保有見込額は4,452万4千円となる見込みでごさいます。

また、同じ資料の25ページから28ページにわたりまして国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますけども、こちらの資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の208ページの方に戻りまして、説明の方を申し上げます。

議案第8号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,090万円と定めるものでごさいます。

この予算は、前年度当初と比較しまして1,430万円、約1.7%の減額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算の流用についての定めでごさいますけども、保険給付費と国民健康保険事業費納付金の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものでごさいます。

次に、209ページから212ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しており、213ページから214ページには総括表を載せておりますので、ご覧をいただくこととしまして、215ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明をさせていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと存じます。

最初にですね、退職者医療制度関係ですけども、こちら退職医療制度につきましては、既に廃止がされており、平成26年度までに取得されていた対象者が65歳に到達するまでの経過措置として、制度が残っていたものでごさいます。本年3月に65歳到達により対象者がいなくなることから、令和2年度の歳入、歳出予算への退職被保険者等にかかる予算科目につきましては、廃止となっております。

それでは、215ページの歳入でごさいます。

見開きで左側が款・項・目、右側のページが節以下説明を載せてごさいますので、両方のページを見ながらお聞きいただきたいと存じます。

1款、1項、1目の一般被保険者国民健康保険税でごさいますけども、総額では、前年度比267万1千円減の2億5,049万円を見込んでごさいます。

216ページの1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で882世帯、被保険者数は1,910人を見込んで、低所得者軽減分、限度額超過分などを勘案した上で、事業費納付金に見合うよう算定しまして、収納率を99%と見込んで1億7,690

万2千円を計上しております。

次に、3節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、医療給付費分現年課税分と同様に算出しまして5,065万6千円を計上しております。

5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で455世帯、被保険者数は654人を見込んで2,193万円を計上しております。

2目、退職被保険者等国民健康保険税でございますけれども、退職被保険者の対象者がいなくなりましたので、滞納繰越分のみ予算計上となっております。

次に、217ページ、2款、道支出金、1項、1目、保険給付費等交付金につきましては、1節、普通交付金としまして、保険給付にかかる交付金分を歳出の2款、同額の5億1,426万5千円を計上。

2節の特別交付金には、保険者努力支援分379万2千円、特別調整交付金分（市町村向け）に、特定健診受診率向上支援等共同事業に対する補助等を含めまして556万5千円を、道繰入金（2号分）に、これまでの北海道調整交付金特別調整交付金等を含め1,122万円、特定健康診査等負担金に228万6千円の計2,286万3千円を計上しております。

一番下の表になります。4款の繰入金、1項、1目の財政調整基金繰入金につきましては、平成28年度、平成29年度の前期高齢者交付金等の精算により返還額が確定したことから1,002万4千円を計上しております。

なお、この前期高齢者交付金の返還額合計が4,009万4,859円で、こちらにつきましては、令和2年度から4年かけて毎年返還することになります。

219ページをご覧ください。

2項、1目の一般会計繰入金、220ページの1節、保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により、保険税軽減分2,148万7千円と保険者支援分1,345万1千円を合わせ3,493万8千円を計上、2節の出産育児一時金繰入金は420万円を、3節の財政安定化支援事業繰入金は昨年度の普通交付税措置実績額の65万1千円を、4節、その他一般会計繰入金は国保会計を運営するための事務費等に要する経費282万円を、それぞれ町の負担分として繰り入れするものでございます。

次に、221ページになります。

6款、諸収入、3項、5目、雑入につきましては、特定健診にかかる自己負担額等の計上でございます。集団健診590名のうち誕生健診の60名を除く530名分の63万6千円を計上しております。

次に、223ページ、歳出の方でございます。

1款、1項、1目の一般管理費と2目の連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費としまして、合わせて前年度比150万7千円減の768万7千円を計上しております。減額の要因としましては、一般管理費では、委託料の事務処理標準システムサポート業務、あと連合会負担金の方では、負担金、補助及び交付金の北海道クラウド更新機器費用負担金の計上がなくなったことによるものでございます。

224ページの賦課徴収費ですね、1節の報酬につきましては、申し訳ありません、一般管理費の部分ですね、一般管理費の報酬の部分でございます。こちら会計年度任用職員制度の導入によりまして、賃金から科目替えをするもので52万2千円を計上。

9節の旅費、通勤費用弁償につきましては、会計年度任用職員の交通費2万5千円を計上してございます。

13節、委託料では、国民健康保険システム改修業務としまして、オンライン資格確認等システム構築に伴うシステムの改修経費10万2千円を計上してございます。

25節、積立金ですけれども、財政調整基金積立金としまして、財政安定化支援事業分と基金利子分をあわせて65万2千円を計上してございます。

次に、2項、徴税費につきましては、徴収事務にかかる事務的経費として39万円を計上してございます。

225ページになります。

3項、運営協議会費につきましては、運営協議会の事務的経費として前年比4万7千円増の13万1千円を計上してございます。増の要因ですけれども、3年に一度、札幌市での運営協議会会長研修会の旅費を計上したことによるものでございます。

次に、2款、保険給付費、1項、療養諸費の積算につきましては、前年度からの給付、あと支払実績から推計しまして計上してございますので、ご理解をお願いします。

まず、1目の療養給付費は、前年度比1千万円減の4億5千万円を計上、2目の療養費は、前年同額700万円を計上、3目の支払手数料は、前年度比6万4千円減の151万円を計上してございます。

次に、2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により推計等を行い計上してございます。1目の高額療養費は、前年度比100万円減の4,800万円を計上、2目の高額合算療養費は、前年同額の100万円を計上してございます。

次に、227ページの2段目、4項、1目の出産育児一時金につきましては、ここ数年間の実績から15人分630万円を計上してございます。

5項、1目の葬祭費につきましては、前年同額の45万円を計上しております。

次に、3款、国民健康保険事業費納付金です。こちらは北海道へ納付金を支払うための科目で、その金額は、北海道からの通知に基づき計上してございます。

1項、1目の医療給付費分につきましては2億2,736万7千円を計上。

229ページになりますけれども、2項、1目の後期高齢者支援金等分につきましては5,776万1千円を計上、3項、1目、介護納付金分につきましては2,185万4千円を計上しております。

下から2段目の5款、1項、1目の財政安定化基金拠出金につきましては、2千円を計上、こちらは平成30年9月の北海道胆振東部地震で被害を受けました厚真町・安平町・むかわ町の3町が激甚災害指定を受けたことで、その地震の影響により、保険料必要額を確保することができなかったことから、その不足分を道の財政安定化基金から交付を受けてございます。交付を受けた翌々年度から国・道・全道の自治体において、それぞれ3分の1を拠出することになっておりまして、本町分の1,149円を拠出するものとなっております。

次に、6款、保健事業費、1項、1目の特定健康診査等事業費につきましては、国保の40歳から74歳の被保険者を対象としました特定健診と特定保健指導に要する経費の計上でございますが、前年度比8万1千円減の514万8千円を計上しております。減額の要因としましては、パソコン機器更新によるデータ管理システム機器負担金がなくなった

ことによるものでございます。

右側の230ページから232ページの方になりますけども、12節の役務費、こちらは特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料として47万4千円を計上、13節の委託料は、特定健診にかかる費用でございますけども、730名分の基本健診料などとして466万4千円を計上しております。

次に、2項、1目の保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費ですけども、前年度比369万3千円増の589万3千円の計上でございます。

232ページ中段の説明欄の1節、未受診者勧奨の事務などの事務補助員への報酬としまして27万9千円、8節の健診結果説明会での栄養相談業務など臨時管理栄養士への報償費12万7千円につきましては、1款で説明しました会計年度任用職員制度導入に伴い、賃金から、それぞれ科目替えるものでございます。

役務費は、医療費通知等の郵送料や管理栄養士への傷害保険料を合わせて30万9千円を計上。

委託料のうち独自健診業務に89万9千円、共同電算処理特別業務としまして、医療費通知や新たな事業としまして特定健診受診率向上支援等共同事業に371万8千円を計上。

19節、負担金、補助及び交付金の健康診査助成金につきましては、脳ドックに対する助成金でございますけども、ここ数年の助成実績等によりまして、15人分30万円を計上しております。

以上、令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第9号 令和2年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書236ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 各会計予算書の236ページをお開き願います。

議案第9号 令和2年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の各会計予算案の説明資料を含めてご説明させていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料3ページをお開きいただきたいと思っております。

中段に、後期高齢者医療会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載してございます。

まず、歳入でございますけども、後期高齢者医療制度においては、財政運営期間が2年間でされており、保険料につきましては、令和2年度が2年ごとの見直しの年となっておりますので、北海道後期高齢者医療広域連合から示された保険料を計上してございます。また、脳ドック助成に対する広域連合補助金や低所得者の保険料軽減分等の一般会計からの繰入金を計上しております。

歳出につきましては、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

この資料の29ページから31ページにわたりまして、後期高齢者医療特別会計の概要を記載しておりますけども、こちらは説明の方を省略させていただきます。

予算書の236ページに戻りまして、議案第9号 令和2年度訓子府町後期高齢者医療

特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,960万円と定めるもの
でございます。

この予算は、前年度当初予算と比較しまして290万円、約3.3%の増となっております。

237ページから240ページにつきましては、款項ごとの、それぞれの額を記載して
おり、241ページから242ページには総括表を載せておりますので、ご覧いただくこ
ととしまして、内容につきましては、243ページ以降の事項別明細書によって、特徴的
なものについて説明させていただきます。

1款、1項の後期高齢者医療保険料でございますけれども、北海道後期高齢者医療広域連
合が定めました保険料額に基づき計上しており、保険料算定の基礎となります均等割額は
5万2,048円、所得割率は10.98%としており、保険料総額では、前年度比89
万9千円増の5,942万6千円を計上しております。

244ページの1目、1節、特別徴収保険料は、被保険者数を788人と見込み、保険
料額3,621万9千円を計上、2目の1節、普通徴収保険料は、被保険者数を267人
と見込み、保険料額2,315万7千円を計上、2節の普通徴収保険料滞納繰越分につ
きましては、前年同額の5万円を計上しております。

次に、2款、1項、広域連合補助金、1目の長寿健康増進事業交付金につきましては、
被保険者の脳ドックの助成金としまして、費用の全額が広域連合より交付されるもので、
10名分を見込み33万円を計上しております。

3款、繰入金、1項、1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽
減分として、道と町の負担分を合わせまして、前年度比171万8千円増の2,353万
1千円を計上しております。

2目の事務費繰入金につきましては、広域連合への共通経費分と所要事務経費分を合
わせまして、前年度比23万円増の620万3千円を計上してございます。増額の要因とし
ましては、後期高齢者医療広域連合で示されます共通経費にかかる繰入金が増額となっ
ていることによるものでございます。

次に、245ページ、5款、諸収入、2項、1目の保険料還付金につきましては、納め
すぎました保険料が広域連合から還付されるもので、保険料還付金としまして前年同額の
10万円を計上しております。

続いて、歳出の方、247ページになります。

1款、1項、1目の一般管理費でございます。右側の248ページになりますけれども、
プリンタートナー等の消耗品費や、被保険者証の一斉更新によります郵便料の通信運搬費、
後期高齢者医療システム保守業務、後期高齢者医療システム使用料など、一般事務に要し
ます経費として、前年度比5万7千円減の269万6千円を計上しております。

2款、1項、1目、保健事業総務費でございます。

こちら歳入でも説明しましたが、全額、広域連合からの交付金を受けて実施します被
保険者の脳ドックの助成にかかる費用について、健康診査助成金としまして10名分の33
万円を計上しております。

次に、249ページ、3款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては
は、250ページの広域連合共通経費の市町村負担分として、事務費納付金335万8千

円を計上、また、収納した保険料分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定分を合わせまして、保険料等納付金として8,295万8千円を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の総額で、前年度比290万2千円増の8,631万6千円を計上しております。

4款、諸支出金です。1項、1目の保険料還付金につきましては、納めすぎました保険料の還付金として、歳入同額の10万円を計上しております。

以上、令和2年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

西山議員から本日午後、遅参する旨の報告がありました。

次に、議案第10号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書251ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 各会計予算書の251ページをお開き願います。

議案第10号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めましてご説明申し上げます。

最初に、別冊の各会計予算案の説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

下段に介護保険会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

歳入でありますけれども、平成30年度から令和2年度までの第7期事業運営期間に要します保険給付費を基礎として積算しました介護保険料をはじめ、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を計上したほか、介護認定等にかかる所要額を含めました町負担分の一般会計からの繰入金を計上しております。

歳出の方は、保険給付費、介護認定審査費、事業の運営経費等のほか、一般管理費で介護保険クラウド使用料を、地域支援事業費に、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援・任意事業分を計上しております。

資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

基金の保有状況ですけれども、下から2行目に記載してありますように、介護保険特別会計収支の不足分および介護保険料の抑制のための取り崩しを行うことにより、令和2年度末の介護給付費準備基金保有見込額は25万5千円となる見込みでございます。

また、同じ資料の32ページから37ページにわたり、介護保険特別会計の概要を記載しておりますけれども、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書の251ページにお戻りください。

議案第10号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,670万円と定めるものであります。

この予算は前年度当初と比較しまして1,960万円、約3.5%の増額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を前年同額の3千万円と定めるものでございます。

第3条では、歳出の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合に同一款内で各項間の流用ができることを定めるものでございます。

次に、252ページから255ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しており、256ページ、257ページには、総括表を載せてありますので、ご覧をいただくこととしまして、258ページ以降の事項別明細書によって、特徴的なものに限って説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

歳入でございます。

1款、保険料でございますが、第7期介護保険事業計画によりまして、平成30年度から令和2年度までの基準保険料を月額4,850円、年額で5万8,200円として算定してございます。

また、保険料段階は、負担が過重にならないよう、国の標準段階と同じく第1段階から第9段階に細分化してございます。

1項、1目、第1号被保険者保険料、259ページの1節、特別徴収保険料につきましては、被保険者総数を1,771人と見込み、保険料額を9,356万1千円。

2節の普通徴収保険料につきましては、被保険者総数を195人と見込み、保険料額を1,040万1千円とし、介護保険料の総額を前年度比519万4千円減の1億396万3千円と見込んでおります。

2款、国庫支出金、1項、1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして、保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた9,457万7千円を計上しております。

2項、1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金でございますが、現年度分としまして、過去の実績から保険給付費の7.74%の3,890万4千円を計上しております。

260ページでございます。

2目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現年度分で、介護予防・日常生活支援総合事業費に要する費用の25%分、365万円を計上、3目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても現年度分として、包括的支援事業・任意事業費に対し38.5%分の445万8千円を計上、4目、保険者機能強化推進交付金としまして、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みに対して72万8千円を計上しております。

次に、3款、1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして、保険給付費の27%分、1億4,832万1千円を計上、2目の地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分としまして、介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費の27%分、394万2千円を計上しております。

4款、道支出金、1項、1目、介護給付費負担金は、現年度分として、保険給付費に対してそれぞれ道の負担割合を乗じた8,395万8千円を計上。

2項、1目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現

年度分としまして介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%分の182万5千円、2目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましては、現年度分としまして、包括的支援事業・任意事業費の19.25%分の222万9千円をそれぞれ計上しております。

次に262ページでございます。

6款、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険特別会計の収支不足分1,315万8千円を繰り入れするものであります。

2項、1目、一般会計繰入金、263ページの1節、介護給付費繰入金につきましては、保険給付費に要する町負担分12.5%分の6,866万8千円を、2節の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業分に要する町負担分12.5%の182万5千円を、3節の地域支援事業（包括的支援・任意）繰入金は、包括的支援事業・任意事業費分の19.25%分の222万9千円を、4節のその他一般会計繰入金につきましては、特別会計を運営するための事務費等に要する経費としまして1,105万8千円を、5節、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、第1段階を0.375から0.3に、第2段階を0.625から0.5に、第3段階を0.725から0.7とそれぞれの基準額に対する負担割合に軽減するため、318万2千円を負担分として繰り入れするものであります。

次に、266ページになります。歳出の方になります。

1款、1項、1目、一般管理費でございますが、介護保険一般事務に要する経費でございますけども、廃止となりました2款、7項、保険者機能強化事業費から、報償費、介護職員スキルアップ研修会講師謝礼7万7千円を、負担金、補助及び交付金の求人広告費補助金30万円を移行して計上しております。

委託料は、介護保険番号制度への対応のため、介護保険システム改修業務64万1千円を、使用料及び賃借料は、介護保険システムをデータセンターによる運用としたことから「介護保険システム使用料」95万7千円などを含めまして、前年度比17万4千円減の354万4千円を計上するものであります。

次に、2項、徴収費、1目の賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の送付に使用する窓開き封筒の印刷費や、郵便料としまして18万4千円を計上してございます。

3項、1目の介護認定審査会費につきましては、北見市、置戸町と共同設置しております介護認定審査会経費としまして453万9千円を計上。

268ページになります。

2目の認定調査費では、介護認定調査に要する経費としまして204万2千円を計上しております。

次に、4項の1目、趣旨普及費につきましては、介護保険制度のPRを図るための経費としまして、前年同額の50万7千円を計上しております。

5項、1目、計画策定委員会費につきましては、令和3年度からの第8期介護保険事業計画策定のための経費として17万2千円を計上しております。

次に、2款、保険給付費、1項、1目、居宅介護サービス給付費ですけども、居宅要介護被保険者の居宅サービスにかかる給付で1億1,717万円を。

次に、270ページになりますけども、3目、地域密着型介護サービス給付費は、認知症

対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に対する給付に7,723万2千円を、5目、施設介護サービス給付費は、施設サービスにかかる給付としまして2億7,165万7千円を計上、7目、居宅介護福祉用具購入費として100万円を、8目、居宅介護住宅改修費としまして200万円、9目の居宅介護サービス計画給付費としまして1,906万8千円をそれぞれ計上しております。

2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2の被保険者に対します介護予防に要する経費を計上してございます。1目、介護予防サービス給付費は居宅の要支援者に対する給付で、前年度比49万5千円増の467万7千円を計上。

272ページになります。

5目、介護予防福祉用具購入費に50万円を計上、6目、介護予防住宅改修費に150万円を、7目の介護予防サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成給付でございすけども、前年度比10万4千円増の162万1千円を計上してございます。

3項、1目、審査支払手数料です。介護給付費の請求にかかる審査支払にかかる手数料としまして、前年同額の40万円を計上しております。

4項、1目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が、一定額を超えた場合に給付するものでございすけども、前年度比247万6千円増の1,346万1千円を計上、2目、高額介護予防サービス費は要支援者に対する高額給付費で10万円を計上しております。

次に、274ページでございます。

5項、1目、高額医療合算介護サービス費、要介護被保険者の介護保険と、医療保険の自己負担の合計額が、年間で一定額を超えた場合に給付するもので、239万4千円を計上しております。2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する給付となりますけども、10万円を計上しております。

6項、1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付としまして、前年度比149万円増の3,635万円を計上、3目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対します食費、滞在費の補足的給付としまして10万円を計上しております。

3款、地域支援事業費、1項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、前年比249万円減の1,397万2千円を計上しております。主な内容としましては、277ページになりますけども、委託料のサービス計画作成業務に114万8千円、運動指導等業務に165万1千円、19節、負担金、補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援者にかかる訪問介護・通所介護事業に1,109万9千円を計上しております。

次に、2目、一般介護予防事業費につきましては、住民が主体的に実施します活動の普及推進や身近な地域での介護予防事業の実施を目的に63万1千円を計上しております。主な内容は、277ページの委託料の老人クラブや町内会の集い等のほか、いきいき百歳体操への専門職派遣による運動指導等業務に48万1千円を計上しております。

2項、包括的支援事業・任意事業費、1目、総合相談支援事業費につきましては、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や、生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスなど

につながる支援を行うための経費としまして、前年度比385万円増の717万1千円を計上しております。主な内容は、一般会計繰出金に、地域包括支援センター職員の人件費分としまして、前年度比646万1千円増の711万6千円を計上しております。増額の主な要因ですけれども、4目の地域包括支援センターシステム更新業務の終了により運営経費が減少したことによるものでございます。

3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主治医・ケアマネジャー・地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行うための経費としまして、前年度比21万円減の21万2千円を計上しております。減額の要因は、地域包括支援センター職員の主任介護支援専門員の資格取得にかかる旅費がなくなったことによります。

4目、地域包括支援センター運営費につきましては、介護サービス事業者のネットワーク化など支援システムを構築する取り組みや地域包括支援センターの運営協議会に要する経費としまして、前年比362万6千円減の121万1千円を計上しております。減額の要因は、委託料、地域包括支援センターシステム更新業務の終了によるものでございます。

次に、5目、生活支援体制整備事業費でございます。こちらは生活支援・介護予防サービスの体制整備にかかる協議体や生活支援コーディネーターの経費でございまして、123万円を計上しております。

6目、認知症総合支援事業費につきましては、認知症初期集中支援推進事業にかかる経費としまして44万8千円を計上。内容としまして認知症初期集中支援チーム業務に北見赤十字病院への委託料としまして31万1千円を計上しております。

7目です。在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、在宅医療と介護の連携に要する経費としまして22万7千円を計上。20万1千円の増額の要因としましては、令和2年度につきましては隔年実施の多職種による研修会の開催年であるため、講師謝礼20万円を計上したことによるものでございます。

次に、280ページです。

8目、地域ケア会議推進事業費につきましては、前年比3万円増の4万5千円を計上しております。これは、新たに地域ケア会議においてリハビリ専門職によりますケアマネジメント支援にかかる事業報償3万円の計上によるものでございます。9目、任意事業費は、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用にかかる経費と、家族介護用品購入費に対する助成費用としまして102万8千円を計上しております。

以上、令和2年度介護保険特別会計予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） ここで出欠報告をいたします。

13時15分に西山が遅れて出席しております。従って全議員の出席であります。

次に、議案第11号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書285ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案第11号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算書に入ります前に別冊の各会計予算案の説明資料の4ページをご覧いただきたいと

思います。

下水道会計の予算編成にあたっての大筋を記載しております。

まず、歳入につきましては、特に国庫支出金に下水処理施設において大規模な設備更新を予定しておりまして、1億2千万円あまりの補助金を計上しております。

また、地方公営企業法適用化に向けた計画策定業務の財源として、地方公営企業法適用債を計上しております。

次に、歳出につきましては、歳入でご説明した下水道施設の設備改修にかかる工事費を、また法的化計画策定業務の委託料をそれぞれ新たに計上しております。

なお、38ページ、39ページに下水道事業特別会計の概要を、40ページには投資的事業の内訳を載せておりますので後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、予算書の285ページに戻りまして、まず第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,310万円と定めるものであります。

また、第2項では、歳入歳出予算の区分ごとの金額は、次ページの第1表 歳入歳出予算によるものと規定しております。

第2条では、地方債について規定しています。290ページをお開きください。第2表の地方債であります。起債限度額を農業集落排水施設整備事業で1億2,100万円、個別排水処理施設整備事業で1,370万円、公営企業会計適用で280万円、合わせて1億3,750万円を定めようとするものであります。

285ページに戻りまして、第3条の一時借入金につきましては、借入最高額を1億円と定めるものであります。

それでは、総括の部分は割愛しまして、293ページの事項熱明細書、歳入をご覧ください。右側の説明欄の特徴的な部分についてご説明いたします。

2款、1項、1目、農業集落排水施設使用料につきましては、前年度使用料の実績を勘案し5,082万4千円を計上しております。

2目、個別排水処理施設使用料につきましては、本年度の新規設置数なども見込みまして1,532万円を計上しております。

3款、1項、1目の国庫補助金につきましては、農山漁村地域整備交付金事業により訓子府地区および末広地区処理センターの設備改修のための工事費など2億4,200万円に対する補助率が50%ということで1億2,100万円を計上しております。

次に、295ページ、4款、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等の自主財源および特定財源を差し引き、その不足額を一般会計から繰り入れするもので、前年度と比較しまして1,223万2千円減となる8,579万5千円を計上しております。

6款、3項、1目、雑入につきましては、道道改修に伴う移設補償費の38万6千円を見込んでおります。

次に、7款、1項、1目、農業集落排水事業債につきましては、農業集落排水施設改修工事等の補助残に充てるために、下水道債と過疎債、合わせて1億2,100万円を計上しております。

2目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、工事費の起債対象経費分として、下水道債と過疎債あわせて1,370万円を計上しております。

3目、公営企業適用債につきましては、国から令和5年度までに下水道事業を地方公営企業法の適用に移行することが要請されていることから、それに要する令和2年度分の費用として280万円を計上しております。

次に、299ページからの歳出について説明いたします。

全体をとおしまして、事業費などの物件費や委託料については、各施設の運転、運用にかかる資材費や燃料代、委託業務費用となっております。前年度の実績を基本に計上しておりますので、増減の大きな部分を中心に説明させていただきます。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、前年と比較し315万9千円増の542万9千円を計上しております。

9節、旅費については、昨年度終了しました浄化槽技術管理者講習を東京都で受講するための経費を減額し、27万4千円を計上しております。

13節、委託料は、下水道事業を地方公営企業法の適用にするために、令和2年度については、その適用範囲、業務工程、準備体制などの基本計画を作成するための支援業務の費用として285万円を計上しております。

19節、負担金、補助及び交付金は旅費の関係で講習受講の負担金4万9千円を減額し1万7千円を計上しております。

27節、公課費につきましては、来年度は消費税の納付が見込まれまして、27万2千円を計上。

18節、繰出金は、使用料賦課徴収経費の下水道負担分として、水道事業会計へ繰り出す197万4千円を計上しております。

次の2項、1目、農業集落排水管理費につきましては、前年度と比較し153万9千円減の6,501万7千円を計上しております。

11節、需用費の消耗品費では、汚泥堆肥試験運用の終了によりまして27万5千円減の10万5千円を計上。

同じく修繕料では、施設小破損修繕料を実績に基づきまして50万円を減じ500万円を計上。

12節の役務費、手数料では、末広地区処理センターの汚泥引き抜き実績減などにより、52万5千円減の211万3千円を計上。

13節、委託料では、浄化槽汚泥の堆肥化する費用の実績減により81万6千円減の3,997万2千円を計上しております。

次の301ページ、2目、個別排水管理費につきましては、前年と比較し59万5千円増の1,905万円を計上しております。

11節、需用費、修繕料では、合併浄化槽の部品の入れ替えにより11万7千円増の48万9千円を計上。

13節、委託料では、合併浄化槽保守点検業務で労務単価の増により29万5千円増の1,541万1千円を計上しております。

次に、2款、1項、1目、農業集落排水事業費につきましては、前年度と比較して2億1,423万7千円増の2億4,216万6千円を計上しております。

13節、委託料では、平成28年度から国庫補助事業を活用しながら進めている処理施設の整備更新について、今年度は工事の実施設計が完了し、来年度はその工事を実際に進

めるための数量算定と工事管理業務を委託する経費、あわせて640万円を計上しております。

15節、工事請負費では、設備更新工事、3か年の全体事業費の約47%にあたります初年度分の工事費2億3,560万円を計上しております。この財源につきましては収入でもご説明しましたが、国庫補助金50%と残りは起債となっております。

19節、負担金、補助及び交付金では、今回の設備更新事業に伴う土地改良事業団連合会の特別徴収金16万6千円を計上しております。

2目、個別排水処理施設整備事業費につきましては、前年度と比較し115万1千円増の2,021万円を計上しております。

13節、委託料では、新規に個別浄化槽の放水地下浸透における実質試験業務費76万8千円を追加し188万4千円を計上しております。

303ページ、3款、1項、公債費については、償還計画に基づき必要額を計上しております。

一つ飛ばしまして305ページにつきましては、地方債の調書であります。令和2年度末における元金残高は増減を算定し、表の右下の記載のとおり5億6,429万1千円となる見込みであります。

以上、令和2年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第12号 令和2年度訓子府町水道事業会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書307ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案第12号 令和2年度訓子府町水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

第1条の規定によりまして、第2条では、業務の予定量を定めております。給水件数は2,100件、年間総給水量は62万 m^3 、1日平均給水量は1,699 m^3 とし、主要な建設改良事業につきましては、南7線道路改良支障物件移設事業、総事業費880万円、老朽管更新事業、総事業費4,879万6千円、道道北見置戸線支障物件移設事業、総事業費1,500万円、機械更新事業、事業費1,475万1千円となっております。

次に、第3条では、収益的収支及び支出の予定額を定めるもので、収入については、第1款、水道事業収益が第1項、営業収益と第2項、営業外収益あわせて1億7,478万9千円の計上です。支出については、第1款、水道事業費用が第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、予備費をあわせて1億4,967万1千円の計上となります。

次に、第4条では、資本的収支及び支出の予定額を定めるもので、収入については、第1款、資本的収入が第1項、企業債、第2項、補助金、第3項、補償金をあわせ1億310万6千円を計上しております。

支出については、第1款、資本的支出が第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金をあわせ1億3,461万4千円の計上でありますけれども、第4条の括弧書きに記載しておりますとおり収入額が支出額に対して不足する額3,151万円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、3条の収益収支及び4条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど311

ページ以降の実施計画説明書で説明させていただきます。

次に、308ページ、第5条の企業債につきましては、表に記載のとおり各事業の起債限度額の合計を8,470万円とし、証書借り入れで年利5%以内、償還方法は記載のとおりとなっております。

第6条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めております。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費で3,705万円と定めております。

次の第8条につきましては、一般会計などからこの会計に補助を受ける金額を2,992万円と定めるものです。

第9条のたな卸資産につきましては、メーター機等の購入限度額を870万3千円と定めております。

それでは、311ページ以降の令和2年度訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書について説明いたします。

まず、収益的収入及び支出については、経営活動に伴い発生するすべての収益と費用を計上するものですが、全体をとおして直近の実績に基づいて計上しております。説明については右側の説明欄に沿って特徴的な部分を中心に説明いたします。

まず、収益的収入の1款、1項、営業収益、1目、給水収益ですが、水道料金につきましては、過去3年間の使用水量を勘案し1億4,867万1千円を計上しております。

2目、その他営業収益ですが、上の手数料、指定給水装置工事事業者指定手数料で、これは制度改正により5年更新制度が導入され、その件数を見込んで10万1千円を計上し、それを含め239万4千円を計上しております。

次に、2項、営業外収益、2目、他会計補助金ですが、下水道事業業務併任分として、人件費補助888万3千円を含め1,265万3千円を計上しております。3目、長期前受金戻入は、補助金、工事負担金、受贈財産をもって取得した資産について、その減価償却にあわせて収益化するもので、合計で1,103万2千円を計上しております。

次に、312ページの収益的支出ですが、1款、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費、これは水源地と浄水場に要する経費になります。手数料の水質検査手数料については、浄水試験単価の上昇等により59万3千円増の317万2千円とし、これを含めて1,818万9千円を計上。

次に、2目、配水及び給水費、これは配水池と配水設備に要する経費になります。修繕費の検漏メータ設備整備については272基の設置料として413万9千円、同じく材料費の水道メータ器については、その購入費用として793万7千円、これを含め2,387万6千円を計上。

次に、313ページ、3目、総係費ですが、これは職員人件費、業務委託費、事務経費等に要する経費になります。給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費については職員5名分の計上となっておりますが、収入の方でもご説明しましたが、下水道事業事務の併任分につきましては、一般会計から補助として充当されております。

次、中段、備用品費では、公用車の冬タイヤの入れ替えがありまして28万3千円、4行下の委託料では、その他業務委託において、本年度はアセットマネジメント、これは長期的視野に立った計画的な資産管理と財政見通し資産を言いますが、これと水道ビジョン

の策定の業務委託が完了し、来年度は最終段階である経営戦略、これは向こう10年間の経営の基本計画をいいますが、これの業務委託費347万6千円を計上、それらをあわせて5,785万8千円を計上。

次に、314ページ、4目、減価償却費は、有形・無形固定資産について、それぞれ今年度費用の該当分3,715万4千円を計上しております。

5目、資産減耗費については、減価償却が終了していない固定資産の廃棄に伴うもので、該当分78万9千円を計上しております。この2目につきましては、いずれも現金支出の伴わない企業会計特有の予算計上となっております。

次に、2項、営業外費用、1目、支払利息は、それぞれ必要額955万8千円を計上。

2目、消費税及び地方消費税の消費税納付については、支出よりも収入にかかる消費税額が大きくなる見込みで174万7千円を計上しております。

3目、雑支出は、全体の約1%となる水道使用料還付金19万円を含め20万円を計上。

3項、予備費につきましては、例年と同額の30万円を計上しております。

次に、315ページ、資本的収入及び支出につきましては、施設の建設など固定資産の取得にかかる収支を計上するものです。

まず、資本的収入であります、1款、1項、1目、建設改良等に充てるための企業債につきましては、道営継続事業である南7線、老朽管の更新では東1丁目線、南8線、南10線の3路線、それから道道北見置戸線、これは穂波工区になります。それから機器更新、これは浄化槽の水中ポンプ4台を予定しております。これらに充てる企業債8,470万円を計上しております。

2項、1目の他会計補助金につきましては、過去に実施しました事業の起債償還元金に対する一般会計からの補助金1,726万7千円を計上しております。

3項、1目、補償金につきましては、南7線と道道北見置戸線の工事に伴う道からの補償金、あわせて113万9千円の計上になります。

次に、316ページ、資本的支出ですが、1款、1項、1目、施設改良費につきましては、南7線支障物件移設延長400m分で880万円、老朽管更新では東1丁目線、これは延長160m分で990万円、南8線延長380m分で1,672万円、南10線、これは延長560m分で2,217万6千円、機器更新、これは水中ポンプ4台分で1,475万1千円、この6事業あわせて8,734万7千円を計上しております。

2目、固定資産購入費につきましては、量水器設備費として新設のメーター器19台の購入代金76万6千円を計上しております。

2項、1目、企業債償還元金については、償還計画額の4,650万1千円を計上しております。

次に、317ページの令和2年度水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、1年度中の現金の流れをみるための報告書であります、業務活動ではプラス4,697万3千円、投資活動ではマイナス6,169万5千円、財務活動では、プラス3,819万円で、トータルの資金増加額はプラス2,347万7千円を予定しております。

318ページ、給与費明細書、これ以降の財務諸表等につきましては、後ほどご覧いただくとして、説明については割愛させていただきます。

それと別冊の各会計予算案の説明資料41ページの方には投資的事業の概要、また46

ページと47ページにはその整備箇所について図示しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、令和2年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第13号、議案第16号、議案第18号、議案第7号から議案第12号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第19号、議案第20号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第21、議案第14号、日程第22、議案第15号、日程第23、議案第17号、日程第24、議案第19号、日程第25、議案第20号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書80ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案書の80ページをご覧ください。

議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

会計年度任用職員のサービスの宣誓については、さまざまな職種に応じた方法で行うことを明らかにするため、職員のサービスの宣誓に関する条例を改正しようとするものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正するものでございます。

第2条の次に次の1項を加える。

第2項、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書81ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案書の81ページをご覧ください。

議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

職員の超過勤務を命じる時間の上限を原則1か月について45時間、1年について360時間の範囲内で規則で定めるため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正しようとするものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第21号）の一部を次のように改正するものでございます。

第8条に次の1項を加える。

第3項 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第17号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書84ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案書84ページをご覧いただきたいと思います。

議案第17号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第25号）の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律および災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例を改正しようとするものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第25号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、次の85ページの災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正（案）新旧対照表で行いますので、ご覧をいただきたいと思います。

左側が改正案、右側が現行でございます。下線部が今回の改正部分となります。

第14条を改正案のとおり、第1項で、災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第2項では、災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

第3項で、第1項の保証人は、災害援護資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、令第9条の違約金を包含するものとする改め、第15条第3項では、償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。に改めるものであります。

次にページを戻っていただき、84ページの附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第17号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第19号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書88ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案書の88ページをお開き願います。

議案第19号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、「公営住宅法」等の改正により、町営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務が緩和されたことから、訓子府町営住宅管理条例を改正しようとするものであります。

公営住宅の家賃決定に当たっては、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、定めることとなっておりますが、この改正によりまして、認知症患者等の入居者からの収入申告が困難と認める場合にあつては、町が官公署の書類の閲覧等により、把握した収入状況をもって、当該入居者の家賃を定めることが可能とされたことから、これにかかわる規定を追加するほか、関係法令の条ずれにより、引用条項を改めようとするものでございます。

訓子府町営住宅管理条例（平成9年8月14日条例第12号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下の別紙につきましては、89ページに改正条文が記載されておりますが、その内容については、90ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。

右が現行、左が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

最初に、引用条項の改めとなりますが、第6条は、入居者の資格について規定しております。この中で引用しております福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の条ずれによりまして、第20条第1項を第39条に改めるものでございます。

次に、同じく引用条項の改めとなりますが、第13条、同居の承認の規定につきましては、公営住宅法施行規則、本条例では「省令」としてしておりますが、この省令の条ずれによりまして、「省令第10条」を「省令第11条」に改めるものでございます。

次に、第14条、入居の承継の規定につきましても、同じく省令の条ずれにより、「省令第11条」を「省令第12条」に改めるものでございます。

次に、第15条は、家賃の決定の規定ですが、新しく第4項を追加しております。

前段でご説明しておりますが、町営住宅の家賃決定に当たっては、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、定めることとなっておりますが、「介護保険法に規定する認知症である者」「知的障害者福祉法で規定する知的障害者」また、省令第8条で定める者として「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者」その他、これらに準じる方々において、収入申告することが困難な事情にあると認めるときは、町が官公署の書類の閲覧等により把握した収入状況をもって、当該入居者の家賃を定めることができる規定としております。

次に、第16条、収入の申告等の第2項の規定につきましては、省令の条ずれにより「省令第8条」を「省令第7条」に改めるものでございます。

また、第3項につきましては、収入の申告に基づき、収入の額を認定し、その額を入居者に通知する規定となっておりますが、ここに先ほどの第15条第4項で規定しました認知症患者等の入居者の収入について、町が官公署の書類の閲覧等により把握した収入状況をもって収入の額を認定し、その額を入居者に通知する規定を追加しております。

次に、第32条は、収入超過者に対する家賃についての規定であります。

第1項は、収入超過者と認定された入居者の家賃について規定しておりますが、この中に、先ほどの第15条第4項を引用し、認知症患者等で収入申告が困難な場合についての規定を追加しております。

第2項は、収入超過者の家賃の算出方法について規定しておりますが、この算出方法については、公営住宅法施行令、本条例では「政令」としてしておりますが、この政令第8条第2項に規定された算出方法によることとしておりますが、これに同条第3項を追加し、認知症患者等で収入申告が困難な場合について、第2項に準じる規定を追加しております。

次に、第34条は、高額所得者に対する家賃等についての規定であります。

第1項では、高額所得者と認定された入居者の家賃について規定しておりますが、この中に、同じく先ほどの第15条第4項を引用し、認知症患者等で収入申告が困難な場合についての規定を追加しております。

次に、第37条は、収入状況の報告の請求等についての規定であります。第1項では、入居者の収入状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先、その他関係人に報告を求めること、又は官公署に必要な書類を閲覧すること等について規定しておりますが、この中に、先ほどの第15条第4項を引用し、認知症患者等で収入申告が困難な場合についての規定を追加しております。

次に、第40条は、町営住宅建替事業に係る家賃の特例についての規定であります。

町営住宅の建て替えに伴い、現入居者の建て替え後の家賃が従前の家賃を超える場合の減額について規定しておりますが、この中に、先ほどの第15条第4項を引用し、認知症患者等で収入申告が困難な場合についての規定を追加しております。

また、政令の条ずれにより「政令第11条」を「政令第12条」に改めるものでございます。

次に、第41条は、町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例についての規定であります。町営住宅の用途廃止に伴い、現入居者が他の町営住宅に入居し、従前の家賃を超える場合の減額について規定しておりますが、この中に、先ほどの第15条第4項を引用し、認知症患者等で収入申告が困難な場合についての規定を追加しております。

また、政令の条ずれにより「政令第11条」を「政令第12条」に改めるものでございます。

次に、第54条は、家賃についての規定であります。この家賃につきましては、町営住宅を特定公共賃貸住宅として使用する場合の家賃についての規定としておりますが、先ほどの第15条第4項を引用し、認知症患者等で収入申告が困難な場合についての規定を追加しております。

最後に、第55条の準用についての規定であります。町営住宅を特定公共賃貸住宅として使用する場合、町営住宅管理条例の条文を準用する規定としておりますが、この中に、先ほどの第15条第4項を引用し、認知症患者等で収入申告が困難な場合についての規定を追加しております。

89ページにお戻りください。

附則の説明をさせていただきます。

施行期日について規定しておりますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第19号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第20号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書94ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案書の94ページをご覧ください。

議案第20号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用している条文の条ずれにより関係する3条例の整備を行うため条例を改正しようとするものであります。

記以下の説明をさせていただきます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

説明につきましては、次の95ページの新旧対照表で行いますのでご覧いただきたいと思っております。

左側が改正案、右側が現行でございます。下線部が今回の改正部分となります。

第1条の監査委員条例の一部改正（案）新旧対照表では、第2条中「法243条の2第3項」を「法243条の2の2第3項」に改めるものでございます。

中段になります。

第2条の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正（案）新旧対照表の第3条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2」に改めるものでございます。

下段になります。

第3条の訓子府町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正（案）新旧対照表の第6条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第4項」に改めるものです。

次に、94ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思っております。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第20号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第19号、議案第20号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで上下水道課より、訂正報告がありますので、発言を許します。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 来年度の予算書の中に記載の誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

307ページ、議案第12号になります。

下に第4条がございますが、この条文の括弧書きの中に3, 151万円という数字がございますが、これを3, 150万8千円、31, 508に訂正をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（須河 徹君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のために、14時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時 8分

再開 午後 2時25分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議案第20号の訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、提案説明を申し上げた議案第20号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての改正条文の中でございます。94ページでございますけれども、第2条の括弧書きの部分で、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び、その次にですね「職員の」が抜けてございました。それとその下になります。第2条の部分も同様に条例名に懲戒免除及びの後に「職員の」という字句が抜けていたということで、この場で訂正をさせていただきたいというふうに思います。

なお、修正については、後ほど修正させていただいた議案を差し替えというか修正させていただきたいということと、先ほど上下水道課長から訂正もありました議案第12号の数字の部分につきましても同様に修正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第27、報告第1号、日程第28、報告第2号、日程第29、報告第3号、日程第30、所管事務調査についてを先に審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第27、報告第1号、日程第28、報告第2号、日程第29、報告第3号、日程第30、所管事務調査については先に審議することに決定いたしました。

◎報告第1号

○議長(須河 徹君) 日程第27、報告第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。議案書97ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長(八鍬光邦君) 議案書の97ページをお開き願います。

報告第1号 定期監査結果報告について。

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

令和2年3月5日提出、訓子府町議会議長、須河 徹。

記、別紙。

次のページ、98ページをご覧ください。

令和2年2月3日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

令和元年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、令和元年度の定期監査の結果を報告します。

記

令和元年度定期監査結果報告書 別紙。

100ページをお開き願います。

「3. 監査結果及び意見」という項目がございます。この報告のみを朗読させていただきまして、それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

3. 監査結果及び意見

令和元年度の定期監査は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計および水道事業会計の6会計について実施しました。

監査の着眼点は、平成31年4月1日から令和元年12月31日までの期間における事務事業の執行と経営管理の状況を中心としました。

監査の具体的内容は、各課等共通事項としては、各課等配当予算の執行状況をみただけ、備品の調達と管理状況の2点、各課個別事項としては12項目(別紙1)を重点としたほか、担当している3団体(別紙1別表)の事務のうち特に経理事務とその管理を対象としました。

また、建設事業執行中の幸栄団地公営住宅、訓子府小学校の学校経理と学校管理状況に

ついて現地調査を実施しました。

それぞれの監査方法は、各課等から提出のあった資料について直接担当している職員の説明を受け、質疑を行い、関係する書類の突合、点検を行いました。

この結果、全ての会計等において法令に従い、町の行政執行の方針に合致し、適期、適正に執行していることを認めます。

今後、出納整理期間までこの執行状況を継続・維持するとともに将来予想される施設整備費、医療給付費、介護給付費、子育て支援費等の負担増に備えた行財政運営を望みます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第28、報告第2号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書111ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） 議案書の111ページをお開き願います。

報告第2号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和2年3月5日提出、訓子府町議会議長、須河 徹。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年1月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和2年1月10日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページ、112ページから114ページにつきましては、説明を省略させていただきます。115ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年2月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和2年2月10日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次の116ページから118ページにつきましても説明を省略させていただきます。

続きまして、追加で配布させていただいております3月分の例月出納検査結果についてご報告を申し上げます。119ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年3月4日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和2年3月4日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの120ページから122ページにつきましても先の2件と同様に説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第29、報告第3号 所管事務調査結果報告についてを議題といたします。議案書123ページです。

二つの常任委員会から令和元年度の閉会中に実施した所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から報告をいただきます。

まず、最初に、総務文教常任委員会からお願いいたします。

3番、工藤弘喜君。

○総務文教常任委員会委員長（工藤弘喜君） ただいま、議長からのお許しをいただきましたので、令和元年度総務文教常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告を申し上げます。

この所管事務調査につきましては、令和元年第2回定例会におきまして、令和元年度中、閉会中も継続調査できるよう議決を受け、実施したものであります。

具体的な調査および質疑の内容については省略いたしますが、令和2年1月21日には、委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として報告書のとおり調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容につきましては、議案書の124ページからの調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきますと思います。

それでは報告をいたします。

(1) 入札執行状況については、町内業者の入札参加の機会確保に配慮しながら、引き続き公正な執行に努めることを望むものである。

(2) まちづくり推進会議については、その機能を発揮できるように充実を図ることを望むものである。

まちづくりパワーアップ特別対策事業については、新規事業や地域コミュニティへの支援として、その成果が認められるところであるが、町民へ事業の内容および実績を公表す

ることに努めるよう望むものである。

車座トークや夜間町長室開放など広聴事業については、今後も継続し幅広い町民からの意見聴取の場の確保を望むものである。

(3) 国民健康保険事業については、町民負担に配慮した事業の健全な運営を望むものである。

特定健診は今後も受診率向上に向けた広報に努めるよう望むものである。

(4) 税の収納状況については、職員の徴収努力により、その成果が認められるところである。

なお、税の公平性の原則から、滞納繰越額の縮減と新たな滞納者抑制への取り組み継続を望むものである。

(5) 各種福祉施策のうち、子ども医療費助成事業については、子育て支援事業として評価するものであり、今後も事業継続を望むものである。

介護保険事業については、利用者の実態に十分配慮した対応を今後も望むものである。

また、各地域で介護予防としての100歳体操の事業効果が認められるので、さらなる普及に努めることを望むものである。

認知症高齢者見守り事業については、状況把握に努め、必要なサービス提供につなげることを求めるものである。

除雪サービス事業については、大いに評価できるが、今後においては継続に向けた課題の整理を望むものである。

高齢者ハイヤー利用サービス事業、路線バス高齢者支援事業については、制度拡充の効果が認められ、さらなる利用者への周知を望むものである。

(6) 児童センターについては、子育て・教育面等において大きな効果が認められ、今後とも利用者の声を生かした運営に努めることを望むものである。

(7) 各種予防業務の実施については、各種事業内容は充実していると認められる。広報の工夫が見られるが、受診率向上のため未実施者への啓発に努めることを望むものである。

(8) 子育て支援センターについては、子育て世代への相談の場、母親などの交流・情報交換の場としての効果が認められ、今後も適正な運営を望むものである。

(9) こども園の運営については、異年齢教育・保育の効果が見られる。引き続き、体制整備を含め適正な運営に努めることを望むものである。

(10) スポーツセンター及び温水プールについては、町民へのスポーツの普及と健康管理を目的とした事業の継続・推進により、さらなる利用拡大を目指すことを望むものである。

また、事故防止に最善を尽くしながら、今後においては、施設の計画的な維持管理に努めることを望むものである。

(11) 図書館の運営については、今後も本に親しむ事業等、図書館の利用拡大に向けた取り組みの継続を望むものである。

歴史館の運営については、入館者の拡大を図るとともに、今後もこれまでの歴史を収集した伝承資料の整備や活用などで、後世に残す地道な取り組みを望むものである。

(12) 青少年研修館については、今後においても施設の目的に沿った利用に努めるこ

とを望むものである。

(13) その他委員会の所管に関する事項

①地域担当職員制度については、その成果が認められるところであるが、今後に向けては、職員の負担を考慮しながら地域との連携を図ることを望むものである。

②ふるさと納税については、町のPR効果を認めるものであり、今後も事業継続を望むものである。

③要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、子どもの教育、学習機会を保障するため、今後も継続しさらに充実を図ることを望むものである。

④教育専門員の活動実績については、現状を評価するものであり、今後のさらなる活動を望むものである。

⑤地域巡回講座については、講座の内容充実と一層のPRを望むものである。

⑥文化・芸術振興事業（アート・タウン・プロジェクト事業）については、広く町民へのPRに努め、企画委員会による事業への町民参画の機会確保を望むものである。

以上をもって、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（須河 徹君） 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。

8番、余湖龍三君。

○産業建設常任委員会委員長（余湖龍三君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、令和元年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

所管事務調査の経過につきましては、先ほど総務文教常任委員会のところで述べられていましたので、省略させていただくこととし、本委員会においても令和2年1月17日に委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として報告書のとおり、調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容については、総務文教常任委員会同様、議案書の127ページからの2、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきます。

報告いたします。

(1) 農業振興については、今後もTPP等に関する国内外の動向、情報を把握するとともに、その方向性に十分注視しながら関係団体などと連携し、行政として必要な取り組みを講じていくことを望むものである。

多面的機能支払交付金事業については、事業効果は大いに評価するが、特に災害時における迅速な対応、本事業の課題整理に向けた保全会との密な協議を望むものである。

訓子府農業の多様性を見据えた農地流動化の検討を望むとともに、また担い手対策は、引き続き地道な活動を願うとともに、婚活事業については内容の工夫を図りながら継続実施を望むものである。

(2) 畜産振興については、酪農家の多様な経営形態に応じた振興策を講じるようJAや関係団体と十分に連携し、支援制度拡充に向け国などに対し強く求めていくことを望むものである。

また、酪農家の安定経営にとって町営牧場の果たす役割は大きいですが、今後は牧場運営のあり方について利用者との検討を進めることを望むものである。

(3) 中小企業の振興については、住環境リフォーム促進事業や店舗出店等支援事業および店舗改修事業など、その効果は大いに評価できることから、事業の継続と拡充を望むものである。

就労助成金事業および後継者育成助成金事業についても同様に評価するものであるが、今後商工会とより連携した事業の推進と本人助成金の支給要件の緩和などを望むものである。

(4) 堆肥供給センターについては、良質でさらに利用者のニーズに応じた堆肥の供給を図るため、施設等の適切な管理に努めることを望むものである。

(5) 温泉保養センターの運営については、今後も適切な管理のもと維持管理経費の縮減に努めるとともに、利用者拡大につなげていくことを望むものである。

(6) 町営住宅および町有住宅の維持管理については、住宅使用料の滞納額の解消への努力が認められる。

また、今後も町営住宅および町有住宅の有効活用を図るとともに、家族構成と間取りの関係など多様な住宅ニーズに応じた対応の検討を望むものである。

(7) 建築および土木事業の執行については、今後とも財政健全化の推進を図るとともに、計画的な公共工事の執行を望むものである。

さらに、大型事業の計画・実施に当たっては、今後も町民への情報提供を図り、財源確保の努力を求めるものである。

(8) 下水道事業の運営については、施設更新計画に基づき、引き続き施設の適切な管理と計画的な整備を行いながら、機能維持に努めていくことを望むものである。

(9) 上水道事業の運営については、安全で安定した水道水の供給に万全を期すとともに、今後とも水資源の有効活用のためにも、漏水箇所の早期把握に努め有収率の向上を図ることを求めるものである。

さらに、老朽管の更新計画については、水道ビジョンを基に財源確保や財政状況を見据え、計画的な推進を望むものである。

(10) 道路・河川の維持については、災害などにより恒常的に被災する箇所の解消が望まれ、今後、中・小河川の計画的な維持管理の遂行を望むものである。

また、道路・河川・橋梁などの改修に関わる財源の確保のため、国などに対し引き続き制度拡充を求めていくことを望むものである。

(11) 公園の維持管理については、植生に係る庁内検討会議の前向きな検討を期待する。

また、全体の維持管理については、日除けの設置など来園者が心地よく過ごせるような利便向上に努めるとともに町民の利用促進を求めるものである。

(12) 町有林の維持管理については、森林の持つ水源かん養機能を重視し、町の財産としてその価値を高めていくため、森林整備などに関わる財源確保を引き続き国に対し求めていくとともに、関係機関と連携を図り、適切な管理に努めていくことを望むものである。

また、森林認証の活用・PRなどにより、木材産業活性化への施策の推進を図ることを求めるものである。

(13) その他委員会の所管に関する事項として、随意契約などの小規模工事の執行に

当たっては、今後も町内産業の振興にも考慮しながら公平で公正な執行を望むものである。

以上をもって、産業建設常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、所管事務調査結果報告を終了いたします。

◎所管事務調査について

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

総務文教常任委員会および産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から、所管事務調査について令和2年度閉会中も継続して調査および審査できるよう議決の願い出が議長に対して出ております。これを議題とし、総務文教常任委員会および産業建設常任委員会の所管事務調査を認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会および産業建設常任委員会委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、令和2年度閉会中も継続して調査および審査できるよう決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

9日から一般質問を行います。午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしくお願いいたします。

散会 午後 2時50分